

医療費が高額になったとき

◆70歳未満の人の自己負担限度額（月額）

所得 ^{※1} 区分		3回目まで	4回目以降 ^{※2}	認定証 の申請
所得901万円超	ア	252,600円+ (医療費－842,000円)×1%	140,100円	必要
所得600万円超 901万円以下	イ	167,400円+ (医療費－558,000円)×1%	93,000円	必要
所得210万円超 600万円以下	ウ	80,100円+ (医療費－267,000円)×1%	44,400円	必要
所得210万円以下 (住民税非課税世帯除く)	エ	57,600円	44,400円	必要
住民税非課税世帯	オ	35,400円	24,600円	必要

※1 「基礎控除後の総所得金額等」にあたります。

※2 過去12か月間に、同一世帯での支給が4回以上あった場合は、4回目以降の限度額を超えた分が支給されます。保険者の異動があった場合等は必ずしも4回目以降ではありません。

●同一世帯内で、同じ月内に21,000円以上の自己負担額を2回以上支払った場合、それらを合算して限度額を超えた分が支給されます。

◆70歳～74歳の人の自己負担限度額（月額）

所得区分		外来 (個人単位) [Ⓐ]	外来+入院 (世帯単位) [Ⓑ]	認定証 の申請
現役並み 所得者	Ⅲ (課税所得 690万円以上)	252,600円+ (医療費－842,000円)×1% 【4回目以降 140,100円 ^{※2} 】		不要
	Ⅱ (課税所得 380万円以上)	167,400円+ (医療費－558,000円)×1% 【4回目以降 93,000円 ^{※2} 】		必要
	Ⅰ (課税所得 145万円以上)	80,100円+ (医療費－267,000円)×1% 【4回目以降 44,400円 ^{※2} 】		必要
一般 (課税所得 145万円未満等)		18,000円 (年間限度額 144,000円)	57,600円 【4回目以降 44,400円 ^{※1} 】	不要
低所得者Ⅱ		8,000円	24,600円	必要
低所得者Ⅰ		8,000円	15,000円	必要

※1 過去12か月以内に[Ⓑ]の限度額を超えた高額療養費の支給が4回以上あった場合の4回目以降の限度額です。

※2 過去12か月以内に限度額を超えた高額療養費の支給が4回以上あった場合の4回目以降の限度額です。

●[Ⓐ]の限度額を適用後に、[Ⓑ]の限度額を適用します。